

第6回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録	
日 時	平成27年6月16日（火）14時00分～16時08分
開催場所	市庁舎5階 関係機関執務室
出席者 (五十音順)	石渡委員、井上委員、内嶋委員、大羽委員、神崎委員、清水委員、須山委員、 中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、浜崎委員、松島委員、山下委員、 和田委員
欠席者	大野委員、佐藤委員、鈴木委員、西川委員、前沢委員
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	1 事例の公表について 2 障害者差別解消法の規定について（確認） 3 前回の事例の分類の確認について 4 事例の分類について（前回からの継続分）
議 事	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席状況報告 ・配付資料確認 ・傍聴者に関する報告 <p>2 議題</p> <p>(1) 事例の公表について</p> <p>(石渡会長) 事例の公表について、事務局から資料1の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。</p> <p>(事務局) (資料1について説明)</p> <p>(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。</p> <p>(質問なし)</p> <p>(石渡会長) それでは、差別的な表現を他の表現に置き換えるとの説明があったが、このことについて意見があればお願いしたい。</p> <p>(奈良崎委員) 「言葉を変えます」と説明があったが、私は変えない方がよいと思う。事例募集時に、言葉を変えると説明していないので、言葉を変えられたら嫌なのではないか。今後、市で事例募集を行ったときに言葉を変えるならば、最初に募集チラシで言葉を変える可能性があるとした方がよいと思う。</p> <p>(松島委員) 私も変える必要はないと思う。その人はそう思ったので書いたものであって、表現を変えることはその人の考えを変えることになる。そういう言葉を使っているということも含めて、現実をそのまま表現しておいた方がよいと考える。</p> <p>(清水委員) すごく悩んだが、放送コードにかかる言葉であると思うが、放送コードとは異なるので、そのまま掲載してもよいと思う。ただし、本にもあるように、「問題のある言葉だが、そのまま掲載しました」との但書きを付けて掲載するべきだと思う。</p>

(内嶋副会長) 私は、横浜市の公的な立場も考慮して発言したい。差別的な表現を使われている方が、自分の意思で自らのテリトリー、自分の出版物等で名前を名乗って使うということであれば、表現はそのままということもあるかもしれないが、これは匿名で誰が書いたのか分からない。また、横浜市が公的に誰もが見ることのできるように公開することになる。芸術の分野においては、芸術面に配慮してオリジナルの表現をそのまま使用しましたというコメントもあるが、これは芸術ではない。いろいろな方がいろいろな立場から見ることを考慮すると、今回は最大公約数的な配慮はやはり必要になると考えられる。ただし、松島委員、奈良崎委員も触れたように、どういう文脈でそのような表現を使ったのかということは、なるべく失わせないような形での表現の変更とすべきであろうと思う。

(石渡会長) 行政の立場としては、不特定多数の方が市のホームページなどを見ることを考えると、このままの表現では支障があるということか。

(事務局) ホームページへの掲載は不特定多数の方が見ることができわけであり、こうした表現を言われただけで心が苦しくなる方や、不快に感じられる方が多くいらっしゃることから、それを避ける配慮が必要ではないか、そのために他の表現に置き換えることを考えている。松島委員からご意見もあったが、表現については、なるべくその方の思いを生かす工夫は必要ではないかと考えている。

(石渡会長) インターネットなどで、その表現だけが切り取られて勝手に使われてしまうこともある。公表に当たって配慮は必要かと思う。

(清水委員) テクニックの話になるが、伏せ字(×××等)というやり方もあると思う。

(大羽委員) 不適切な表現とは、障害者を貶める、蔑むということであると思うので、「蔑むような表現で」、「障害者を傷付けるような言葉で」というような言い方で置き換えると楽なのではないかと思う。

(石渡会長) それでは、意見を踏まえて検討していただきたい。また公表については報告をお願いしたい。

(2) 障害者差別解消法の規定について(確認)

(石渡会長) 議題の2つ目、「障害者差別解消法の規定について(確認)」に進みたい。事務局から資料2の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料2について説明)

(石渡会長) 資料2の説明について、質問があればお願いしたい。

(大羽委員) 障害者差別解消法における「差別」はこのとおりなのかもしれないが、法律のことはともかくとして、障害者への「差別」は必ずしもサービスの提供場面だけではないと思う。不当な差別的取扱いは、日常

生活のさまざまな場面で出てくる。障害者差別解消法でのそのような定義は理解するが、これ以外にも差別があるということは確認しておきたい。

(内嶋副会長) サービスの提供は例示である。差別的取扱いの分かりやすい場面について、「例えば……」という理解でよいと思う。

(山下委員) 資料に、事業主が労働者に対して行う障害者差別の解消については全て障害者雇用促進法で定められるとあるが、職場での差別は全て障害者雇用促進法で検討されるということによいのか。雇用率の定めなどもあるが、雇用された後の職場での配慮の問題は非常に重要であると考えており、この資料の説明だけでは読み取れないので、確認しておきたいと思う。

(奈良崎委員) 1つ気になったことがある。雇用の場面でいじめがあった場合はどこに入るのか。

(内嶋副会長) 平成28年4月から施行予定の改正後の新しい障害者雇用促進法では、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する規定が入る。よって、来年4月からは、雇用関係の中での障害者差別は障害者雇用促進法で対応していくことになる。

(石渡会長) 職場での障害を理由とするいじめについては、障害者雇用促進法の対応になるのではないかと。また、それが虐待に該当するのであれば、障害者虐待防止法の対象にもなるのではないかと。

(内嶋副会長) いじめがどちらに入るかは難しいところである。無意識のうちに、合理的配慮をしないと、障害者を別扱いしているのであれば、虐待とは認定されないのではないかと。よって、新しい障害者雇用促進法の対象になると考えられる。意図的に障害のある人をターゲットにして職場でいじめを行っているのであれば権利侵害であり、虐待であると考えられる。人を傷つけたことで民法上の不法行為、使用者責任にも当たる。従業員が悪いことをしても、雇い主にも責任があり、障害者雇用促進法の範疇に入ると思う。

今回、障害者差別解消法も含め、虐待に至るもっと前の部分で、障害者に与える不利益や問題行動を無くしていこうと、法律の対象範囲が広がっている。どの法律で対応していくのかは、これからの議論、裁判事例の集積の部分もあると思う。

(石渡会長) 奈良崎委員から質問のあったいじめについては、それがどういういじめかによって変わってくると思うが、納得できないことがあれば、まずは行政に伝えていくことが重要であると思う。

(和田委員) 引っ越し先を探したときに、9軒目でやっと見つかった。ほとんどの店が、精神障害があるなどを伝えると返事がない。これは明らかな差別であると思う。

(内嶋副会長) 本日検討する事例の中にも類似のものがある。そこで議論し

てもよいのではないか。

(3) 前回の事例の分類の確認について

(石渡会長) 議題の3つ目、「前回の事例の分類の確認について」に移りたい。事務局から、資料3、資料4、資料5の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料3、資料4、資料5について説明)

(石渡会長) それでは、資料4の「委員にうかがいたいこと1」から見ていきたい。14番の障害者同士のツアーの事例である。資料5には、改善の方向性の記載もあるが、事務局のまとめについてご意見のある方はお願いしたい。

(須山委員) 資料5の「こうしてほしかったこと」の欄には、「手話のできる人を雇い入れる」とあるが、(考えられる改善の方向性の欄の) 配慮には、手話だけでなく要約筆記や筆記通訳の記載を入れていただきたい。要約筆記は一般の市民には知られていないことが多い。聴覚障害者イコール手話ではなく、聴覚障害者でも手話を知らない人がいる。よって、「手話のできる人」のところに、「手話又は要約筆記ができる人」と、言葉として「要約筆記」を入れてほしい。

(和田委員) この事例の対象は聴覚・平衡機能障害となっているが、いわゆる身体障害に関しては、上手くいくように手話や要約筆記などの方法があると思うが、精神障害の場合はそれを助ける手段がないように思う。どのように考えたらよいのか。

(石渡会長) この事例は、聴覚障害のある方が体験したことを記載しているのでこのようになっていると思うが、和田委員の指摘も十分考えられると思う。類似の事例が出てきたときに改めて検討したい。

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと2」33番の習字教室の入会の事例に移りたい。資料5の案1はケースによって「①差別的取扱いをしたもの」に当たる場合と「②適切な配慮をしなかったもの」に当たる場合の両方があるとの案。案2は全て「①差別的取扱いをしたもの」に当たるというまとめの案である。

どちらを結論とするか、ご意見をいただきたい。

(事務局) 14番と同じ考え方でよろしければ、案1になると考えられる。

(石渡会長) それでは、「委員にうかがいたいこと3」82番の障害者福祉施設の建設の事例に移りたい。資料4の事務局案のまとめについて意見をお願いしたい。

(清水委員) 住民による差別的な取扱いという仕分けでよいと思う。改善の方向性としては啓発が中心となるが、あくまでも対決型ではない、問題解決の仕組みづくりが必要であると思う。

今後、横浜市で条例を作るとしたら、調整委員会を設けて、委託するの

がよいと思う。

(石渡会長) 対決型ではない解決。戦うのではなく、啓発することで一緒に変えていく、行政、住民、業者による解決の方向性の意味合いのご意見と理解した。

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと4」197番の市バス・地下鉄の介護者の割引の事例に移りたい。他の制度に関わる事例であり、その他として③の分類でよいか、意見をいただきたい。

(大羽委員) よく分からない。市バス・地下鉄の割引が身体、知的の介護者にはあり、精神障害者にはないというのは、明らかに差別である。制度ごとに議論されるべきものという意味が分からない。明らかな差別であるのに、その他に分類されるのは納得ができない。

(石渡会長) 明らかに差別であるが、障害者差別解消法の中で対応を検討するのではなく、運賃割引の制度のところで議論すべき問題ということで③という理解をしていたが。

(中瀬委員) 大羽委員と同じで差別であると思う。精神の方で、一人で乗車するのが困難なときに介助者が必要になる。他の障害種別は半額になるのに、精神の方が半額にならないことで、当事者は実費の負担を強いられることもある。障害種別で本人の負担に差が出るのは差別だと思う。ただし、予算も必要であるので、そこはそれぞれの制度の下で検討する必要はあると思う。この検討部会では、このケースは差別になる、皆さんの意見が一致するのであれば、そういう回答でもよいと思う。その上で、どうするかについては、それぞれで検討してもらうことでよいと思う。

(松島委員) 前回もこの部分はよく分からなかった。ようやく納得したところであるが、こんな大きな差別があったんだと思った。事例を応募した人は、みんな少なからず差別だと認識して書いたと思う。よって、二人がおっしゃったとおり「差別」でよいと思う。障害者間の差別であり、差別を匂わせるような感じなので差別だと思う。①と分類すべきである。

(和田委員) 市の福祉で、精神障害者は、市バスと地下鉄が無料になっている。市外の精神障害者が市内で活動するときに、どうにもならないのかと思ったが、地下鉄に乗るときは、精神障害者手帳を見せてこども料金で買うことが認められているようである。身体障害の方はJRも割引の制度があったと思うが、なぜ精神障害だけ認められていないのかと疑問に思う。

(石渡会長) 障害者差別解消法の枠組みの中で、この検討部会において、どのように整理したらよいのか。

(内嶋副会長) 197番の事例は、市内のバス、地下鉄の精神障害のある方の付添いの方への優遇措置についてであるので、まずはこれに限った方がよいと思う。JRとの比較などの話まですると、正に制度の話になってしま

って差別として捉えにくくなってしまう。この事例の内容に限定して狭く割引の話として捉えれば、制度というより、差別として持っていきやすいのではないかという提案である。話を広げずに狭く捉えることに納得していただけるのであれば、この事案に関して、差別として捉えるのか、やはり制度論、制度論とは政治の話、お金や人という話になるが、制度論に戻すのか、議論した上で決を採ってもよいくらいに思う。

(石渡会長) 市における制度のことで、国レベルの法律とは違うという考え方でよいのではないかということかと思うが、他の委員の意見を伺いたい。

(奈良崎委員) 市にお尋ねしたい。制度のことであるが、横浜市では 1,200 円でバス乗車券を買っていると思うが、精神障害の方がヘルパーをつけているか調査をしたことがあるか。

(事務局) 横浜市では 1,200 円で特別乗車券を交付している。市営の地下鉄、市内を走るほとんどのバスは市営以外も含め乗車できる。

なお、交通料金の割引制度は市が行っている福祉サービスではなく、交通事業者が国からの要請を受けて、公共交通を行っている責務として割り引きをしており、内容は一律ではない。JR と東急などの民営はそれぞれの事業者が決めている。精神障害者の方が対象となっていないのは、交通運賃制度の割引を国が働きかけてきた経過があり、精神障害者に対応することが薄くなっているのが実情である。このことは、全国の障害者団体からも、国、厚生労働省、国土交通省などに要望がされている。

付き添いが必要な人がどれくらいいるかであるが、ガイドヘルプの利用者がどのくらいいるかのデータはある。ただし、制度の利用者の把握はできるが、どれくらいの方が付き添いが必要かについては、ガイドヘルプを使わずに家族が行っている場合もあり、一概には難しいと思う。

(石渡会長) 事務局から説明があった。交通費の割引は事業者によっても、障害種別によっても違いがある。差別として分類した方がよいという方向になりつつあると理解しているが、197 番の結論を考えていきたい。

(石崎委員) 質問であるが、「①差別的取扱いをしたもの」や「②適切な配慮をしなかったもの」と、「③その他」では、その後の効力、効果はどう違ってくるのか。精神障害と他の障害を差別しているという発言をされているのは分かるが、分類によってどのような違いがあるのか。そこを理解した上で判断したい。

(事務局) 分類によって、どのような改善の方向になるのかということにも関係すると思うが、今回、資料 5 で「今後考えられる改善の方向性」を書かせていただいている。

また、法律との関係では、①と②の分類は法律上の障害者差別に当たり、行政機関は法律の義務として①、②の分類のものは直さなければいけない、行わなければならないものになる。事業者の場合は合理的配慮は法律

上、努力義務である。問題の「③その他」は、①と②のように法律上の障害者差別にはならないので、法律上の義務は生じない。

なお、障害者差別解消法の差別に当たらなくても、制度としてはこうすべきと、検討部会として意見をまとめることはあろうかと思う。また、障害者差別解消法の差別に該当すると検討部会の総意として整理をするのであれば、部会として①、②にするということもあるのかもしれない。

(神崎委員) まだよく分からない部分もあるが、法律上の義務を負うのかどうかという違いがあるということかと思う。そのように理解した。

補足をしたい。これが差別になるかどうか考えていただきたい。目の見える方は多くの方がスマートフォンを使う。私は使えない。健常者と視覚障害者との差と言われればそれまでである。精神障害の方、知的障害の方などは使えても、私は使えないというのはおかしい。これは差別なのかなと思ったりする。

電車に乗ったとき、どこにシルバーシートがあるのか。ホームにもシルバーシートの印があるそうだが、最近までそれを知らなかった。私たちは乗っても分からないが、これは差別なのか。

市内に就労支援センターが9か所ある。知的や精神、肢体の障害の方などの就労支援はかなりレベルは上がってきているが、視覚障害はほとんど事例がない。これも差別なのか。

私は制度上の問題かなと思ったり、仕方がないことなのかなと思ったりしていた。ただし、今日話を聞いていて、身体や知的の人にはこういう制度があって、精神にはないのは差別だと、原点に戻っての意見を伺うことができた。自分の考え方も整理できた。今まで何とかしてくれとは思っていたが、差別という括りで話ができることの芽が出て来たという感じを受けた。「③その他」でなく、差別に入れることに賛成である。

(石渡会長) それでは、検討部会としては、「①差別的取扱い」という結論になると判断するがよろしいか。

(了承)

事務局としてはどうか。

(事務局) 事務局としては、検討部会として、障害者差別解消法に照らしてどうやって分類するかの意見をいただく形になると思う。

障害者差別解消法が来年4月に施行されると、どのような事例が差別的取扱いに当たるのか、合理的配慮の不提供に当たるのかは、実際の判断としては最終的には司法の判断になると思う。ここでの検討結果と異なる結果になることもあるかもしれない。

この検討部会では、当事者の方、支援者の方などにご参加いただいているので、それらの立場の方たちが、障害者差別解消法における2つの差別の適用についてメッセージとして伝えることにもなると思う。検討部会ではこういう分類をした、こういう整理をしたという発表の仕方、まとめに

なるのではないか。

(石渡会長) それでは、部会の結論としては、197番は「①差別的取扱い」としたい。事務局から確認等はあるか。

(事務局) 結論としては、交通事業者による「①差別的取扱い」。内容としては、障害の種別により制度の利用に違いがあるということによいか。

(了解)

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと5」に移りたい。資料5の事例の分類について、ここまで確認した4つの事例以外で何か意見等はあるか。

(特になし)

(石渡会長) それでは、また何か気づいた点などがあれば、ご提案いただきたい。

(4) 事例の分類について (前回からの継続分)

(石渡会長) 議題の3つ目、「事例の分類について (前回からの継続分)」に進みたい。資料6について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料6について説明)

時間の関係で、1つの事例のみご意見を伺いたい。先ほど和田委員から住まいを探す際の話もあったが、427番の事例の分類、まとめが資料6の内容によいか、確認をお願いしたい。

(石渡会長) それでは、資料6の427番について、ご意見ををお願いしたい。

(浜崎委員) アパートを探してもなかなか見つからないことが車いすの場合は大いにある。車いすとなると、アパートそのものを改造しなくてはいけない。玄関からスロープにする、床をフローリングにする、風呂・トイレなどである。アパートの改造となると、大家さんはなかなかOKを出さない。また、改造する場合は、トイレに手すりを付けるなどするが、退去する場合は元に戻さないといけない。そうすると、その跡は見た目が悪く、次の借り手がなくなってアパートとしての資産価値が小さくなる。差別としてどのような取扱いをするのがよいのか、どのような改善方法があるのか考えていただきたい。

(石渡会長) アパートの資産価値が下がるという理由が正当なものなのか、合理的配慮はどこまでなのかなどに関わってくる問題であるが、私はそのような資産価値の考え方自体が妥当性がなく、納得できないことのように思う。よって、事業者による「①差別的取扱いをしたもの」でよいと考えた。

(内嶋副会長) まず、精神障害の方の場合は、事業者による不当な差別的取扱いという事務局の仕分けでよいと思う。問題は浜崎委員がおっしゃった車いす(肢体不自由)の方の場合である。車いすの方が自分で家屋を改造するとか、退去時に原状回復するということがあり、それで入居を拒むというのは、私の感覚では「②適切な配慮をしなかったもの」かと

思う。現実的には、車いすの方が入居するとき、自分で全部変えることはなかなか難しい。あらかじめ一定数の賃貸住宅については車いすの方でも入居できるような戸数を確保していくというのが、市民との折り合いがつく、解決方法かと思う。その賃貸住宅では、高齢者、障害者が使いやすいバリアフリーとして通路等を広くするなどの配慮をするという必要があるのではないか。

本当は「②適切な配慮をしなかったもの」もきついが、一定数の賃貸住宅を確保する中で、事業者の努力義務として対応は考えられるのではないか。

(清水委員) 福祉のまちづくりの観点から考えると、価値は下がるのではなく、ユニバーサルデザインとして本当は価値が上がるのではないか。

(石渡会長) 意識啓発的なことをすることも重要になると思う。427番は単一の結論ではなく、障害種別によってケースごとによって変わるという意見もあった。

427番は、(障害種別欄に精神障害、視覚障害、肢体不自由の記載があるが) それぞれの障害の方から同様の意見(事例)が出ているのか。

(事務局) 事例を一つにまとめることはしていない。1件の応募事例の回答欄に、精神、視覚、肢体不自由の全てに○の記載があったものである。

(和田委員) 私は天国と地獄を見た精神障害者と自分で言っている。以前の家は大家さんのご家族の理解があり、「この家に来てほしい」と言ってくれたほどであった。そのときは天国の精神障害者であった。

不動産屋は大屋さんの意見を聞くことになるので、大家さんが精神障害などでもいいよと言ってくれればOKであるが、不動産屋の考え方を考えるべきか、大家さんに理解をしてもらうべきなのか、よく分からない。

(石渡会長) いろいろな方の理解、啓発が必要であると思う。改善の方向性はすぐには結論が出ないと思われる。

427番の分類としては、場合によっては「②適切な配慮をしなかったもの」のケースもあるので、①又は②を結論にすることでよいか。

(了承)

(事務局) 427番も場面の設定によると思われる。先ほどの14番の障害者同士のツアーの事例のおいても、まずは一律に障害があるから断るというのは「①差別的取扱いをしたもの」に当たるという結論であり、この事例も、その点は同じ整理かと思う。分類作業のときに悩むところであるが、例えば、アパートを貸す大家さんは、改修工事をしなければならないのか。できる範囲のことはするとしても、多額の負担があるなど、過重な負担に当たるのかどうかについても考える必要がある、ご意見を伺い、そのようなことも思った。

①又は②が結論ということで理解させていただくが、その他にご意見があればお願いしたい。

	<p>(石渡会長) 住まいの事例について、他にご意見のある方はお願いしたい。 (特になし)</p> <p>(事務局) 資料6の残りについては、今後分類作業を進める中で、事務局でポイントを絞り、別途確認させていただきたいことについて、ご意見をいただきたいと思う。</p> <p>(石渡会長) 事務局から問合せなどがあつたときは、各委員、対応をお願いしたい。</p> <p>3 その他(連絡事項等)</p> <p>(石渡会長) 事務局から連絡事項等をお願いしたい。</p> <p>(事務局) 1点目は、本日、お手元に参考資料としてページ数があるものを配付させていただいた。第5回の検討部会で統一的な意見が出たもので、類似するものを取り出して同様の分類をしたものである。量が多くて申し訳ないが、ご確認いただき、ご意見等があれば事務局までご連絡をお願いしたい。</p> <p>2点目は、お詫びとなるが、前回は前回の事例の全体を配付させていただいたが、26件掲載漏れがあつたので追加配付させていただいた。ご確認いただきたい。</p> <p>3点目は、次回の開催日程であるが、予定どおり、7月21日(火)午後2時から4時まで。場所は市庁舎5階会議室。</p> <p>残り3回の予定であり、検討内容のとりまとめ、提言の作成について、こちらで資料等作成し、まとめの議論に入っていければと考えている。議題は会長、副会長と相談させていただきたい。</p> <p>4点目は、最終回の第9回の日程であるが、9月15日の予定を変更させていただきたい。後日、改めてご都合の確認をさせていただくので、ご協力をお願いしたい。</p> <p>(石渡会長) その他、各委員から何かあればお願いしたい。</p> <p>(松島委員) (資料提出) 事例についてなので、後で考えていただきたい。</p> <p>(石渡会長) 事務局でお預かりし、次回お話しいただきたい。 深い議論ができていると思う。次回もよろしくをお願いしたい。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 障害者差別に関する事例の公表について 資料2 障害者差別解消法の規定について(確認) 資料3 検討用分類(確定版) 資料4 前回の事例の分類の確認について 資料5 前回の検討部会における事例の分類 資料6 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など(一部抜粋) ※前回の継続分</p>